

新たな化学物質規制の導入を ご存じでしょうか？

事業者には**危険・有害物質**の**ばく露**を
必要最小限度にする義務があります

有害物質

ホルムアルデヒド
キシレン

その他有害物質

※ホルマリン、キシレン以外の環境改善に有効な
その他有害物質への対策を含む

安衛法対応 ファルマの提案

ファルマは「新たな化学物質規制」の内、**2つの有害物質対策**※を主とした
2つのアプローチを提案します

●危険・有害物質=リスクアセスメント対象物

● 有害物質のばく露を減らすには？

ファルマの提案

アプローチ①

有害物質の代替

有害物質を低毒性の代替品に置き換える

キシレン/ホルマリン/有機溶剤などの代替品の提案

① キシレン代替品

① ホルマリン代替品

① 有機溶剤代替品

FALMA
有害物質
低毒性の代替品

各種製品群

アプローチ②

作業環境の改善

有害物質を中和し拡散を抑制する

- ・ 作業環境中の有害物質を減らし、ばく露を防ぐ
- ・ アクシデント時の有害物質の拡散・ばく露に備える
- ・ 保管時の有害物質を封じ込め、ばく露を防ぐ

② 有害物質を減らす(中和・吸着)

② 有害物質の拡散に備える

② 有害物質を封じ込める

FALMA
作業環境改善
FA対策品

各種製品群

ファルマの製品を様々な組み合わせで現場に合わせてご活用いただけます！

代替品 改善対策品

— アプローチ① — — アプローチ② —

2つを現場のニーズに合わせて柔軟に使う事で、
安衛法改正対応/ばく露対策が可能です！

事業者求められる対応は増加の傾向にあります

労働安全衛生法 一部改正 2023/4/1~

● 有害物質のばく露を減らす

作業環境のばく露を最小に
2つのアプローチ

アプローチ①

有害物質の代替

アプローチ②

作業環境の改善

● リスクアセスメント対策

対象の有害物をより低毒性の
代替品に置き換える

ばく露対策についてはリスクアセスメント対象物を製造、又は取り扱う労働者が当該物質にさらされる程度を最小限度にしなければなりません

リスクアセスメント対象物に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が順次追加されました。これまでの対象674物質が約3000物質※となりました。

※対象物は2026年にかけて徐々に増加します

● 『事業場内別容器保管時の措置の強化』対策について

2023年度から事業場内にて別容器への分注保管や自家調製化学品を保管・使用する際にラベル表示および文書交付等による周知が義務となります

● 特殊健康診断の実施頻度の緩和

- ①直近3回の作業環境測定結果が第一管理区分に区分されたこと
- ②直近3回の健康診断において、新たな異常所見が無いこと
- ③直近の健康診断実施日から、ばく露の程度に大きな影響を与えるような作業内容の変更がないこと

いずれも満たす場合は次回から
1年以内に1回の健康診断となります

新たな化学物質規制項目

施行期日

	規制項目	2023(R5)	2024(R6)
		4.1	4.1
化学物質管理 体系の見直し	ラベル表示・通知をしなければならない化学物質の追加		●
	ばく露を最小限度にすること (ばく露を濃度基準値以下にすること)	●	●
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存	●	
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 (健康障害を起こすおそれのある物質関係)	●	●
	衛生委員会付議事項の追加	●	
	がん等の発症性疾患の把握強化	●	
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存	●	
	化学物質労災発生事業場等への労働基準監督署長による指示		●
	リスクアセスメントに基づく健康診断の実施・記録作成等		●
実施体制の 確立	がん原性物質の作業記録の保存	●	
	化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化		●
	雇入れ時等教育の拡充		●
情報伝達の 強化	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大	●	
	SDS等による通知方法の柔軟化		
	SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新	●	
	SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化		●
	事業場内別容器保管時の措置の強化	●	
管理水準良好事業場の特別規則等適用除外	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大	●	
	特殊健康診断の実施頻度の緩和	●	
	第三管理区分事業場の措置強化		●

2022~24年度と段階を踏んで労働安全衛生規則等の改正が施行されました

現場の作業環境改善はこれまで以上に事業者の主体的な取り組みが求められ、更なる対応が必要となる可能性があります

出典：労働安全衛生法の新たな化学物質規制
(厚生労働省より抜粋、一部編集)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000987253.pdf>



発売元

FALMA

www.falma.co.jp

株式会社 **ファルマ**

東京営業所
〒151-0065 東京都渋谷区大山町 36-7
TEL 03(6407)2570 FAX 03(3465)0300

大阪営業所
〒532-0003 大阪市淀川区宮原 5-1-3
TEL 06(6397)2411 FAX 06(6397)2852

2401001